

中野区環境リサイクルプラザの機能転換の方針について

1 機能転換の考え方

新しい中野をつくる 10 年計画（第 2 次）においては、環境リサイクルプラザの機能を見直し、環境事業者の民間活力を活用して、より幅広い区民や事業者等による CO₂ 削減の取組みを推し進める拠点としての機能へ転換すると位置づけた。

区内 CO₂ 排出量の 8 割を占める区民や中小事業者の取組みを推進するためには、省エネに優れた機器やサービスの活用が不可欠である。そうした事業を進める環境事業者を誘致し、身近なところで先進的専門的な活動展開をしてもらうことにより、区民等による CO₂ 削減の取組みに対する促進効果が期待される。

また、これにより得られる使用に係る収入等を区の温暖化対策の財源（（仮称）環境基金への積立て原資）へ循環させ活用する。

こうした考え方から、環境事業者の活動場所として機能転換を図る。

2 転換後の施設目的

区民及び区内事業者による CO₂ の排出量削減の取組みを普及促進するため、その効果的な推進に寄与することができる環境事業者に対し事業活動の場を提供することにより、もって区内における地球温暖化対策の促進に寄与することを目的とする。

3 使用条件等

(1) 用途

事業者が使用できる用途は、施設の目的の達成に資する次のようなものであることとする。

- ① 環境負荷の少ないエネルギーを効率的に利用した機器やサービスの普及を推進する事業
- ② ごみの減量や資源化、森林保全、環境に配慮した消費行動などを促進する機器やサービスを普及する事業

(2) 使用期間等

使用期間は、5 年間とする。（更新可）

(3) 施設全体の有効活用

施設内の使用可能スペース全体を有効に使用して、施設目的の実現を図ること。

(4) その他の条件

- ・区は、施設を現状の形態のまま引き渡す。
- ・使用者は、用途転用など事業運営に必要となる改修、その他施設に関する修繕等について担う。

- ・使用者は、施設の日常的な維持管理を担う。
- ・施設の主要部位にかかる経費については、原則として区が負担する。
- ・原状復帰して返還する。

4 事業者の募集

プロポーザル方式により事業者を決定する。

5 今後のスケジュール

平成22年度	3月	第1回定例会に条例提案
平成23年度	6月	事業者の公募
	7月以降	準備ができ次第閉鎖
	10月	事業者の決定
	3月	開設（目途）